

至急・重要

島 剣 連 第 1 3 号
令 和 3 年 9 月 1 日

各地区・組織会長 様

島根県剣道連盟
会 長 高木 弘伸
[公印省略]

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの再確認と徹底について

島根県内においては、全国での新型コロナウイルス感染者発生状況に比べ、比較的抑制されていましたが、ここ数か月は第5波による全国的急増に合わせ、県内でも毎日二桁の感染者が続くとともに、感染者も県内各地に及んでおり、クラスターも数箇所が発生するなど、いつどこで感染するか予断を許さない状況になりました。

こうした中であって、剣道は対人稽古再開から一貫して面マスクの着用を厳守するとともに、換気、手指消毒(手洗い)、うがい、3密を避けることを徹底し、飲酒・会食も自粛する等、細部に至るまで感染予防対策をお願いしているところです。こうした対策が功を奏し、現在のところ剣道稽古・試合・行事を通じての事故は発生していません。これも各地区・組織の会長以下各役員、指導者の皆様のご指導の賜物と感謝しております。

ただ、第5波は感染力が強いとされている「デルタ株」や「ラムダ株」の新種ウイルスも確認されています。また、ワクチン接種による安心感はあるものの、これで100%が防げるものではありません。やはり各自が感染予防対策ガイドラインを愚直に守り、実行することが強く望まれます。各地区・組織においては、再度「新型コロナウイルス感染拡大防止」に関する各ガイドラインの確認とその徹底に努めて頂きますようお願いいたします。

記

顧問医師からは、剣道人は常にマスクを着用して稽古等を行っていることから、このガイドラインを厳格に守り、実行できていれば、特段の対策は必要ないと思うが、これを怠って剣道を通じて感染者がでた場合、或いは県下の状況が悪化した場合には、中止、自粛の対策が必要と思う。

また、ガイドラインの中でも次の事項を注意してほしい旨のアドバイスを頂いています。

1 感染拡大防止重点項目

(1) 面マスク及びマスクの着用は厳守

稽古で使用する面マスクと稽古前後に使用するマスクは区別し、面マスクは

稽古等が終われば、必ずマスクに変えて、面マスクはビニール袋などに入れ、各自が持ち帰って洗濯又は処分する。

(2) 手指消毒、手洗いの励行

稽古後、休憩の都度行う。

稽古終了後は直ちに「うがい」と洗顔も合わせて行うことを心掛ける。

(3) 換気の徹底

開放状態又は1時間で4回は換気により、空気を入れ替える。

(4) 体調の変化

体調が悪いと感じた時はもとより、喉の痛み、咳、37.5度以下でも体温の上昇や顔にほてりを感じる時などは、稽古場に行くこと無く、休息をとって状況に応じて、速やかに医師に相談する。

(5) 県外居住、往来者との接触は約2週間を目途に相互にさける

現在の感染状況から、県外で感染され県内で感染拡大、又は感染していた県外者来県により感染拡大したケースが予想されます。家族間感染も今後は十分に配慮する必要があります。県外を往来した人は、約2週間を目途に行動を自粛し、感染していないことが確認されない限り、家族間でも一定の距離を置いた生活、稽古への参加を見送る等の対策が必要です。

(6) 重症化を意識

各ガイドラインは、感染している恐れがあるから行うものではありません。全国の感染事例では、感染していても症状でない人、気づかない人が感染予防を怠り感染し、感染拡大しているケースもあります。自分は感染しても大丈夫だと考えている人が、高齢者や既往症のある方に接触し感染させた場合、重症化するリスクは非常に高くなります。感染しないことが一番ですが、感染から重症化することが、大きな問題となっています。このことを意識し、他人事では無く、重症化を無くす努力も必要です。

当面は健康上問題の無い人は、マスクの着用は身近な対策として、一定の条件を除き着用の徹底が望まれる所以です。

3 島根県剣道連盟としての方針

(1) 行事関係の開催

令和3年度の県剣道連盟主催行事につきましては、称号予備審査、東西対抗剣道大会、四・五段統一審査、シルバー稽古会等は、それぞれの開催場所、対象、人員数等を個別に判断し、開催の可否を決定通知いたします。

(2) 現在、県内及び隣接県の感染状況が減少・改善の兆しが望めない場合に備え、迅速かつ効果的に感染予防対策が実施できるよう、別添「剣道稽古・行事实施判断基準」(以下「判断基準」という)を検討していますので、各地区・組織においても安全・安心と稽古等の練度維持に向けた、対応の検討をお願いします。同判断基準は、決定次第通知致します。

